

岩国市監査告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 3 年 11 月 26 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 姫 野 敦 子

令和３年度第１回財政援助団体等監査結果

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設 玖珂総合公園ほか 3 施設

指定管理者 玖珂町体育施設等管理協会グループ

所管部署 スポーツ推進課 周東分室

3 監査の実施期間

令和３年 10 月 14 日から同年 11 月 4 日まで

4 監査委員の交代

監査委員のうち、令和３年 11 月 16 日付けで、片山原司委員が姫野敦子委員に交代した。

5 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、当該公の施設の管理に係る指定管理者の出納その他の事務の執行が、基本協定書等の内容に沿って適正に行われたか、また、所管部署の指定管理者に対する指示が適切に行われているかを着眼点として、主として令和２年度の出納事務について、事前に指定管理者及び所管部署に必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から説明聴取などを行うことにより実施した。

6 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和２年度の出納その他の事務事業の執行処理状況については、その目的に沿って、おおむね適正に行われていると認めた。

令和３年度第１回財政援助団体等監査結果

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設 錦高根総合交流促進施設「清流の郷」

指定管理者 有限会社 らかん高原

所管部署 錦総合支所 地域振興課

3 監査の実施期間

令和３年 10 月 18 日から同年 11 月 8 日まで

4 監査委員の交代

監査委員のうち、令和３年 11 月 16 日付けで、片山原司委員が姫野敦子委員に交代した。

5 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、当該公の施設の管理に係る指定管理者の出納その他の事務の執行が、基本協定書等の内容に沿って適正に行われたか、また、所管部署の指定管理者に対する指示が適切に行われているかを着眼点として、主として令和２年度の出納事務について、事前に指定管理者及び所管部署に必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から説明聴取などを行うことにより実施した。

6 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和２年度の出納その他の事務事業の執行処理状況については、その目的に沿って、おおむね適正に行われていると認めた。